

控訴審第三回弁論報告書

事件名 平成20年(行コ)第347号 損害賠償等控訴事件
日時 平成21年4月15日(水)午後1:30(晴)
法廷 東京高等裁判所 第817号法廷
傍聴人 12名

裁判官 裁判長 裁判官 山崎 恒
裁判官 山本 博
裁判官 小林 元二
裁判官 藤岡 淳
書記官 松本 昌邦

控訴人 脇本征男 ほか79名
控訴訴訟代理人弁護士 工藤 勇治
弁護士 川上 詩朗
弁護士 岩崎 泰一

被控訴人 国
被控訴人指定代理人 名島 亮卓
増田 勝義
山本 浩光
鳥山 佳則(代)
和田 康志(代)

審理の進行状況

(メモによる記録から概略を再現します)

【裁判長】控訴人から準備書面が出されましたが、この内容を説明してください。

【川上】 国の準備書面に当方の反論を述べ、新たに追加資料を添えました。

国側はこれに対して反論はありませんか。

【国】 今までと変わらないので反論は出しません。

【裁判長】本日、16階の部屋で、「進行協議」を開きます。

【裁判長】次回は5月18日(月)午後3:00からです。
これで閉廷します。

(敬称略) 以上

海外委託裁判 大きく進展

海外委託裁判 控訴審 第3回弁論が4月15日開催されました。
今回大きく事態が進展しました。

今回の弁論では裁判所が審議を終結せず、「進行協議」に替えて来たのです。これは、国の一方的な主張を認めず、私たちの考えを盛り込み、海外委託の問題を、法的以外の面からも解決するという、新しい、動きになって来ました。通常では「終結」「判決」というパターンですが、「進行協議」とは双方の意見を調整し、和解するというものでこれは国賠訴訟では異例で画期的な事です。

本日の「進行協議」では、当方の主張、国の主張が個別に平等に聴取され、この内容から、海外委託をこのまま放置せず、双方が何らかの形で解決のため努力する事になりました。

控訴審においては、川上詩朗弁護士の戦略が大きく作用しました。国会での質疑及び質問主意書、新聞記事、「全国保険医団体連合会」によるアンケートと意見、「NPO法人みんなの歯科ネットワーク」の資料、13000を超える支援者名簿数（提出時）、20県市町村の自治体の意見書、各団体での嘆願書などを証拠事実として使わせていただき、裁判所に提出しました。その結果、裁判所は国民の安心安全のため配慮され、多数の世論の声に理解を示して下さり、このように進展しました。

第4回弁論は 5月18日（月）午後3：00からです。
何らかの形が出てくるでしょう。注目です。

裁判の大きな成果です。
皆様のご支援に心から御礼申し上げます。
今後もしよろしくお願い申し上げます。